

## 「2020年改定の要点と解説」正誤表

2020年4月28日

	誤	正
P24 改定の要点7の(5)	支台築造印象が <del>4</del> 点	支台築造印象が <u>2</u> 点
P51 新製有床義歯 管理料 解説3	義歯装着の場合の有床義歯咀嚼機能検査（咀嚼機能）も、9歯以上の局部義歯	義歯装着の場合の有床義歯咀嚼機能検査（咀嚼機能）も、 <u>総義歯</u> 、9歯以上の局部義歯
P116 改定事例1 4/27のP重防	歯周病重症化予防治療（P重防）（歯清） 改定後 <del>300</del>	歯周病重症化予防治療（P重防）（歯清） <u>12歯</u> 改定後 <u>200</u>

●追加事項（赤文字）について

改定事例1におけるP重防について、当初は乳歯を除外する規定がなかったため乳歯を含んだ歯数で算定をしていましたが、厚労省への照会により、混合歯列期の患者に歯周基本検査を行う場合と同様に、永久歯数のみの歯数の区分でP重防を算定する取り扱いが示されましたので、修正しました。